

公益社団法人新潟県作業療法士会

感染症対策基本指針

2021年7月27日

1. 委員会会議を行う場合

【対面で行う場合の注意事項について】

- 1) 開催に当たり、会議場所、所属先および担当理事の了解を得られていること
- 2) 会議場所は、イ～ニの基準を基本満たしていることとする。
 - イ 換気ができること
 - ロ 使用許可を取っていること
 - ハ 向かい合って座らない机の配置（スクール形式）が可能であること
 - ニ 約2m以上間隔を空けて座ることが可能であること
- 3) 人数は、基本 **5名**までとする。
- 4) 当日の検温の実施、マスクの着用、手指消毒を徹底する。
- 5) 当日 37.5 度以上の熱発、咳などの症状がある場合、対面での参加を認めない。
- 6) 非接触型体温計及び手指消毒薬は、事務局より借用することが可能だが、宅配の都合等、間に合わない場合は、委員会で購入してもよい。その場合、一旦立て替えて頂き、後日清算とする。（必ず購入前に担当理事と事務局に相談メールを入れる。）
- 7) 会場内では、飲食は原則禁止（水分補給程度は問題ないが、すぐにマスク着用すること）
- 8) 会場内では、向かい合って座らず一方向を向くように、机、いすの配置を行うことを推奨するが、アクリル板がある場合または対面において 2m以上間隔を確保できる場合、コの字、ロの字形式でも構わない。
- 9) 2週間以内に県外に外出した、県外在住の方との接触があった場合、その対象者は対面での会議には出席せず、オンライン等による参加とする。また、会議場所所在地外からの参加については、時々の感染状況を鑑み、担当理事が県士会三役と協議の上で可能とする場合がある。
- 10) 会議終了後は速やかに帰宅する。
- 11) その他、会議場所や勤務する所属先の感染対策に従う。

2. 研修会事業について

「オンライン研修会」で一部集合する場合

- 1) 研修会当日、どうしても運営上、運営委員や講師が1か所にて対面する場合、事前に担当理事より了解をもらった上で**5名**まで（講師含む）とする。その際、1か所に集まった委員・講師とZOOMによる参加委員が誰か分かるように氏名、所属先を活動報告書に記載する。1か所に集まる場合は、「1. 委員会会議」1)～11)の対応を徹底する。
- 2) 事務局より備品を借用の場合、付属の消毒シートで拭きとり後、速やかに返却する。

「ハイブリット研修会」の場合

対面で行う場合の注意事項について

- 1) 「1. 委員会会議」1)～11)の対応を徹底する。（ただし3)は除く）
- 2) 研修会参加人数は、会場の収容人数の半数以下とする。マイクの使いまわしは避け、使用本数の確保を推奨する。それが困難な場合、使用毎の消毒を徹底する。
- 3) 会議場所の要件イ、ロ、ハ、ニを満たすことが可能な人数とする。

「実技実演見学」の場合（非接触型）

「非接触型」（デモンストレーション見学）で行う場合の注意事項について

- 1) 「1. 委員会会議」1)～11)の対応を徹底する。（ただし3)は除く）
- 2) 全員マスク着用を義務としフェイスシールドは個人推奨とする
- 3) デモンストレーションを見学する際は隣の人との距離を2m以上空ける。
- 4) 使用した物品・機器等については、複数で共有せず、その都度、アルコール消毒を行う。

「実技を参加者が行う」場合（接触型）

「接触型」で行う場合の注意事項について

- 1) 「非接触型」の1)～4)の対応を徹底する。
- 2) 研修会開催日から1週間前までの検温記録を参加者に求め、提出を求められた場合提示する義務を説明する。
- 3) 実技の際は通常の感染対応に加えフェイスシールド（個人持ち込み）、グローブ（運営側が用意）着用を推奨する。
- 4) 検者と被検者が交代する際は、随時手指消毒、及び物品の消毒を行う。

- 5) ワクチン接種を推奨する。

「Gワークを行う」場合

グループ 4 人以下を推奨

- 1) アクリル板を使用する際はフェイスシールドを必須としない
- 2) 対面形式をとる場合は、隣人 1 m 以上、対面 2メートルの間隔を確保する
- 3) 標準感染対策を実施（体調管理・マスク・消毒）し、大声とにならないよう努める
- 4) 物品（太洋紙、マジック、付箋など）を使用する際は複数人では使用しない

3. 研修会講師について

- 1) ステージ 2 以上の場合、県外講師はオンライン対応とする。
- 2) 所属先の感染対策基準において講師が可能であること
- 3) 「1. 委員会議」1)～11)の対応を徹底する。（ただし 3)は除く）
- 4) 対面研修での講師の場合、研修会開催日から 2 週間前までの検温記録を提出する

4. 派遣事業

派遣される場合の注意事項について

- 1) 派遣に当たり、派遣先、派遣者の勤務先、担当理事の了承を得られていること
- 2) 派遣当日の検温の実施、マスクの着用、手指消毒を徹底する。
- 3) 派遣当日 37.5 度以上の熱発、咳などの症状がある場合は出席しない。
- 4) 会場内では、飲食は原則禁止（水分補給程度は問題ないが、すぐにマスク着用すること）
- 5) 2 週間以内に県外に外出した、県外在住の方との接触があった場合は、出席しない。
- 6) その他、会議場所や勤務する所属先の感染対策に従う。

5. 理事会

対面で行う場合の注意事項について

- 1) 「1. 委員会議」1)～11)の対応を徹底する。（ただし 3)は除く）
- 2) 人数制限は行わないが、限定的にオンライン参加を認める。

以上